

和水町ブランディング推進業務 仕様書

1 業務名

和水町ブランディング推進業務

2 業務期間

契約締結の日から令和5年11月30日まで

3 業務目的

和水町は、「この町に住みたい・住み続けたい」と思えるまちづくりを目指し、各種補助金、移住定住支援センターの設置、高校生までの医療費無料、出生祝金等の支援策を継続、拡充しながら移住定住人口の増加を目標に、様々な施策に取り組んでいる。

本業務は、和水町が有する特色(強み)をブランド化することにより、本町の魅力の再発見による他自治体との差別化を図るブランディング事業を目的とする。

4 業務の内容

ブランディングを効果的に推進するために必要となる下記について制作を行う。

(1) ブランドロゴの制作

和水町を象徴し、和水町外に愛着を持ってもらえるロゴを制作する。

なお、制作に当たっては、和水町の特色をリサーチすること。

(町ホームページ、印刷物、町職員着用物等に使用することを想定)

(2) キャッチコピーの制作

和水町を一目で表現することのできるキャッチコピーを制作する。

(町ホームページ、印刷物等に使用することを想定)

(3) ショート動画の制作

和水町の自然、子育て環境、アクセスの良さなど「ちょうどいい田舎」を町外に発信するためのショート動画を制作する。

また、ショート動画の広告については、若者世帯や移住定住を検討している方を対象とし、SNS・Web広告等を活用し、効果的な情報拡散を行うこと。

(4) その他

上記に掲げる業務の他、目的に沿ったブランディング事業に資する業務。

5 成果品

以下に示す成果品を提出する。

なお、提出場所は、和水町役場まちづくり課とする。

- ・業務完了報告書 1部
- ・制作物の電子データ 一式

6 成果品の帰属

著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、契約期間に関わらず発注者に帰属する。

7 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。

8 疑義等の解決

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、双方の協議により定めることとする。